

## 蒲郡市意思疎通支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに支障がある聴覚及び音声・言語機能その他の障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活における円滑な意思疎通の確保を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者（以下「通訳者等」という。）の派遣及び通訳者等による相談業務を実施することにより、その社会参加を促進し、聴覚障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話通訳者 手話通訳技術に優れ、かつ、聴覚障害者等への理解と福祉の増進に熱意を有し、手話通訳を行う意欲を有する者をいう。
- (2) 要約筆記者 要約筆記技術に優れ、かつ、聴覚障害者等への理解と福祉の増進に熱意を有し、要約筆記活動を行う意欲を有する者をいう。

### (実施主体)

第3条 意思疎通支援事業の実施主体は、蒲郡市とする。

### (登録の申請)

第4条 通訳者等に登録しようとする者は、通訳者等登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、その者を通訳者等として委嘱するとともに、手話通訳者については手話通訳者証（第2号様式）を、要約筆記者については要約筆記者証（第3号様式）を交付するものとする。

### (任期)

第5条 通訳者等の登録期間は3年とする。

### (相談業務の内容)

第6条 相談業務は、蒲郡市役所に通訳者等を配置し聴覚障害者等の自立更生に関する相談を実施するものとする。

### (派遣の対象)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に通訳者等の派遣を行うものとする。

- (1) 市内に住所を有する聴覚障害者等が公的機関、医療機関等に出向く場合又は社会活動に参加する場合で意思の疎通に支障をきたすとき。
- (2) 公的機関、社会福祉団体等が聴覚障害者等を対象とする事業を実施する場合で、通訳者等の派遣を必要とするとき。

(3) その他市長が派遣を適当と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通訳者等の派遣を行わないものとする。

(1) 特定の宗教又は政治団体が行う活動に参加するとき。

(2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められる活動に参加するとき。

(3) 遊興等の私的事項と認められるとき。

(4) 通勤、通学等の通年かつ長期間にわたるとき。

(5) その他市長が派遣を行うことが適当でないとき。

(派遣の区域)

第8条 通訳者等の派遣を行う区域は、愛知県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、通訳者等を愛知県外に派遣することができるものとする。ただし、当該派遣先が遠隔地等の理由により通訳者等を派遣することができないときは、他市町村に通訳者等の派遣を依頼し利用することができるものとする。

(派遣の時間)

第9条 通訳者等の派遣を行う時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(派遣の申請)

第10条 通訳者等の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、派遣を必要とする7日前までに、通訳者等派遣依頼申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、申請者が急病等の緊急の場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、派遣の決定又は却下を決定して、速やかに申請者に対して通訳者等派遣決定（却下）通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、通訳者等に対して通訳者等派遣依頼書（第6号様式）により通訳等の依頼を行うものとする。

(業務の報告)

第12条 通訳者等は、前条第2項の規定による依頼を受け、派遣業務を行ったときは、当該月分の活動状況を翌月7日（その日が蒲郡市の休日を定める条例（平成3年蒲郡市条例第2号）に規定する市の休日に当たるときは、その日後の休日でない直近の日）までに通訳者等業務実績報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(費用の基準額)

第13条 派遣業務に係る1名分の費用の基準額は、次の各号に定める額とす

る。

- (1) 意思疎通支援業務に従事した時間が1時間以内の場合は2,000円とし、1時間を超える場合は30分ごとに900円加算する。ただし30分未満の端数については切り上げる。
- (2) 当該事業を他市町村等に委託する場合は、事務手数料として前号の費用の7%を加算する。ただし、10円未満の端数は四捨五入とする。
- (3) 交通費は、当該通訳者等の居住地から業務従事地までの公共交通機関の往復分の実費を加算する。ただし、自動車の場合は1km当たり（1km未満の端数は四捨五入）25円を加算する。また、有料駐車場を利用したときは、その実費を加算する。
- (4) 通訳者等が業務従事地に到着後、申請者によりその派遣が取り消された場合は、1件につき1,000円に前号の交通費を加えた額とする。
- (5) 要約筆記者の派遣については、コーディネート料として1件につき350円を加算する。

(費用の負担)

第14条 第11条の規定による派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の通訳者等の派遣に要する費用は無料とする。ただし、意思疎通支援事業を行う際に必要となる通訳者等の派遣に係る入場料、参加者負担金その他必要経費は利用者が負担する。

(報償)

第15条 市長は、通訳者等業務実績報告書が提出されたときは、速やかに第13条の規定により算定した金額を報償として通訳者等に対して支払うものとする。

(通訳等の責務)

第16条 通訳者等は、業務に行うにあたっては、聴覚障害者等の人格を尊重するとともに、業務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。